

令和6年度 東京労働局行政運営方針(その2)

安心して働き活躍できる TOKYO へ

第1部 令和6年度の主な重点施策(つづき)

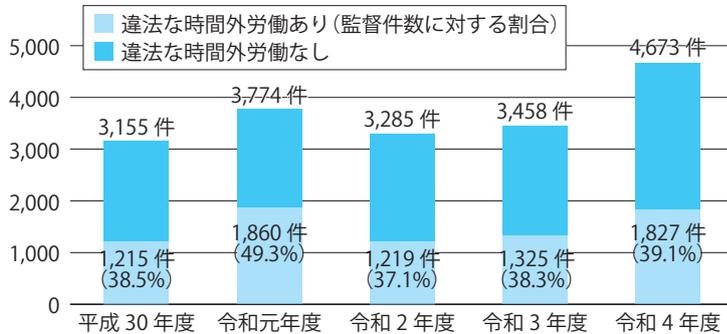
第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり(つづき)

5 安全で健康に働くことができる職場環境づくり

長時間労働の抑制

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、**監督指導**を実施します。



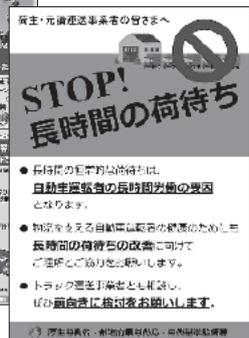
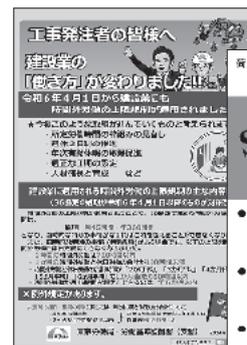
時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等への監督件数

(2) 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用となる事業・業務への支援

建設事業・自動車運転業務については、民間工事発注者や荷主等も含めた業界全体に対する総合的な対策を実施し、人材確保の



第24回 桃樹のちょこっと用語
「熱中症特別警戒アラート」
どんな意味？
答えは、この6月号のどこかに。



荷主や工事発注者向け啓発リーフレット

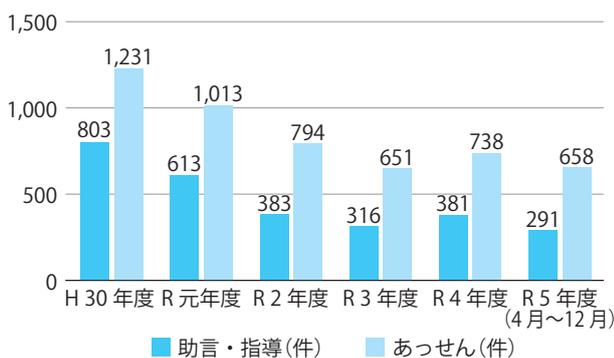
- ◆ 令和6年度東京労働局行政運営方針(その2) 1
- ◆ 令和6年度「賃金構造基本統計調査」にご協力のお願い 12
- ◆ 令和6年度労働保険年度更新申告書の留意点等について 9
- ◆ STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施中 ... 13
- ◆ 令和6年度全国安全週間実施要綱 11
- ◆ 賃金引き上げ特設ページを開設しました! 23

支援、長時間労働の抑制に向けた支援を行います。医師については、東京都医療勤務環境改善支援センターなどと連携し、医療機関への支援を実施します。

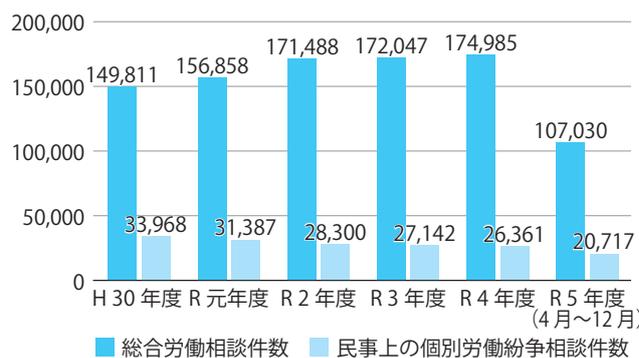
労働相談等への対応

都内 20 か所の総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる相談に対応します。

労働基準法違反の申告があった場合には監督指導を実施し、民事上の個別労働紛争について相談者の申出があった場合には、「労働局長による助言・指導」や「紛争調整委員会によるあっせん」によって解決を促します。



助言・指導及びあっせん件数の推移(件)



相談件数の推移(件)

労働条件の確保・改善対策

(1) 法定労働条件の履行確保等

事業場における基本的な労働条件の枠組み及び管理体制を確立させ、これを定着させることにより、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

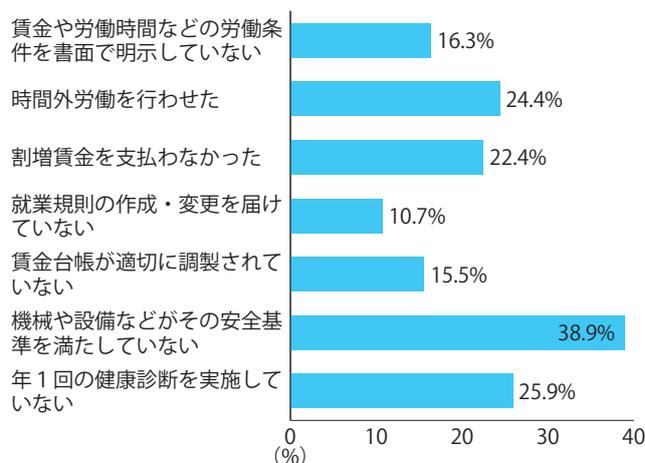
(2) 未払賃金立替払制度の迅速・適正な運用

企業倒産に伴い賃金の支払いを受けられないまま退職した方の救済を図ります。

(3) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

外国人労働者、自動車運転者、障害者の労働環

境を適正なものとするため、関係機関との連携のもと、労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。



定期監督などにおける主な違反の内訳(令和4年)

労働災害防止対策の推進

(1) 第14次東京労働局労働災害防止計画の推進

東京労働局では「第14次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、建設業や第三次産業をはじめとした労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策等を一層推進します。

(計画期間 2023年度から2027年度までの5年間)

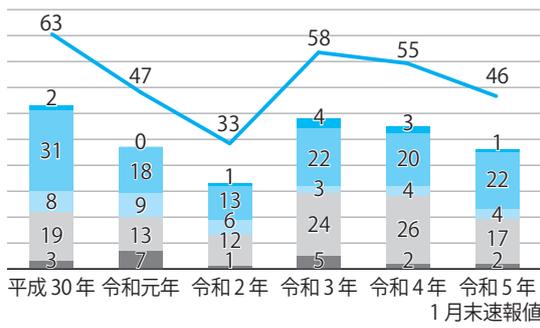
「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」

基本目標

死亡災害：2027年までに、2022年と比較して5%以上減少
 死傷災害：2027年までに、2022年と比較して5%以上減少



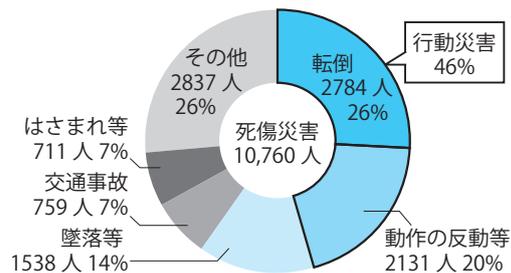
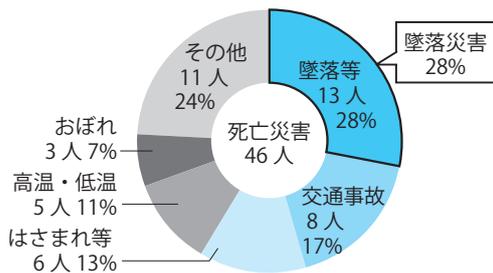
Safe Work TOKYO HP



死亡災害発生状況(東京)(人)



休業4日以上之死傷災害発生状況(東京)(人)



※件数の少ない事故の型はその他に含まれています。

令和5年事故の型別労働災害発生状況

(2) 死亡災害の撲滅を目指した労働災害防止対策の徹底

建設業における墜落・転落防止対策の徹底、陸上貨物運送事業・ビルメンテナンス業等を始めとして労働災害防止対策の徹底を図ります。

(3) 行動災害及び高年齢労働者への労働災害防止

小売業や介護施設における転倒や腰痛などの労働災害の防止に向け、管内のリーディングカンパニー等を構成員とするSAFE協議会の運営、自主的な安全衛生活動を支援する取組等を進めます。

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」により、安心して安全に働ける職場環境の実現を推進します。

(4) 化学物質等の対策の推進

労働安全衛生法令が改正され、化学物質について新たな規制(自律的管理)が導入されました。

危険性・有害性が把握されているすべての化学物質について、ラベル表示・安全データシート(SDS)の交付及びリスクアセスメントを実施、同結果に基づくばく露防止のための措置の実施他、事業者の主体的な取組が進むよう、指導・援助等を行います。

(5) メンタルヘルス・熱中症対策及び両立支援の取組

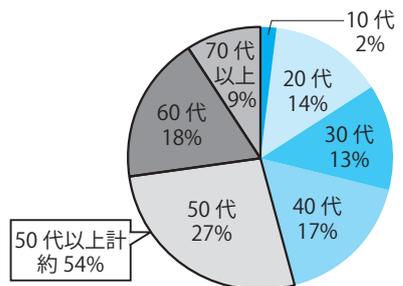
メンタルヘルス対策については、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策の推進のため、指導・援助等を行います。

熱中症対策については、熱中症災害多発業種の事業者団体等に協力を求め、暑さ指数を活用した熱中症予防対策の徹底を図ります。

病気の治療と仕事の両立支援については、事業者向けセミナー等を



東京労働局長による建設現場パトロール



令和5年労働災害の年齢別発生状況(令和6年1月末日現在)



通じて、両立支援に係る取組の促進を図ります。

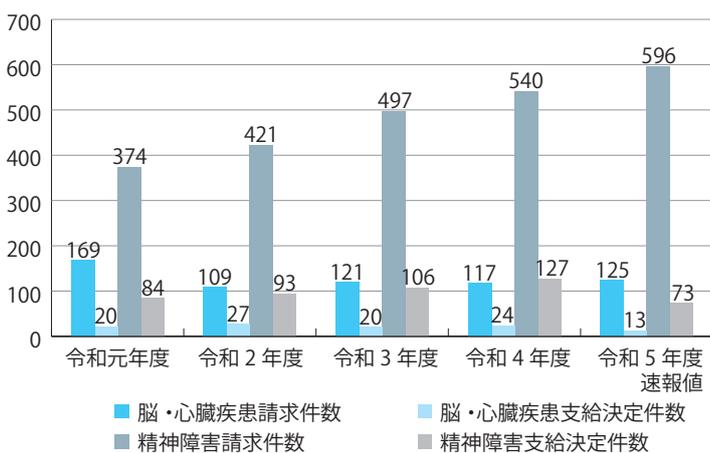
労災保険給付の迅速・公正な処理

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷または病気になった場合、ご本人やご遺族が必要な保険給付等を迅速に受けられるよう、効率的な事務処理に努めます。

また、近年、増加している精神障害をはじめとして、**脳・心臓疾患、石綿関連疾患等**に係る労災請求についても、認定基準等に基づいた迅速処理に努めます。

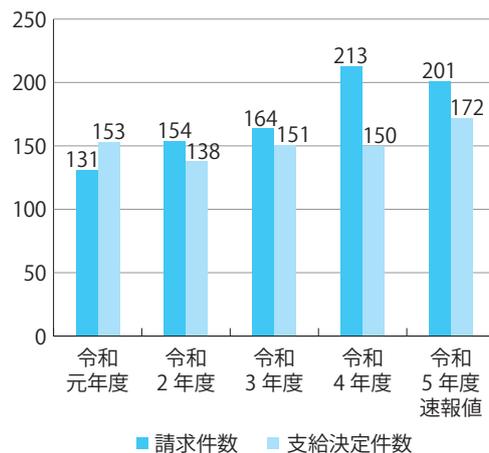


働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



脳・心臓疾患、精神障害請求・支給決定件数(東京)(件)

※令和5年度の数値は令和5年12月末現在の速報値



石綿関連疾患請求・支給決定件数(東京)(件)

※令和5年度の数値は令和5年12月末現在の速報値

6 多様な働き方、働き方・休み方改革

ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に資する取組み(年次有給休暇の取得、選択的週休3日制度、勤務間インターバル制度等)を推進するため、「働き方・休み方改善ポータルサイト」の周知、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングやワークショップの活用を始めていきます。

テレワークの導入・定着支援

テレワークの導入・定着のため、「テレワークの適切な導入及び実施のためのガイドライン」の周知を図ります。



ワークショップ



7 多様な人材の就労・社会参加の促進

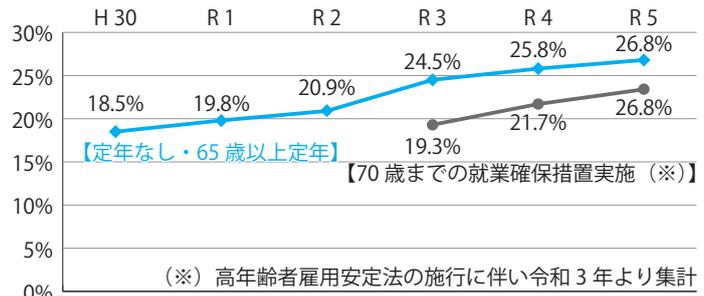
高齢者の就労促進

(1) 70歳までの就業機会確保等に向けた支援

70歳までの就業機会確保等に向け、ハローワークでは、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図っています。また、提案型相談・援助が必要な場合には、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナー等と連携した支援を実施しています。

(2) シニア応援コーナー(生涯現役支援窓口)等におけるマッチング支援

都内全ハローワークに設置している「シニア応援コーナー・シニアコーナー」では、概ね60歳以上の高齢者に対し担当制による個別支援や各種セミナー、就職面接会を実施しています。



高齢者就業確保措置等の状況【令和5年6月1日現在】

(令和3年より企業規模の対象は31人以上から21人以上へ変更)



シニア応援コーナー
(生涯現役支援窓口)

障害者の就労促進

(1) 多様な障害特性に対応した就労支援

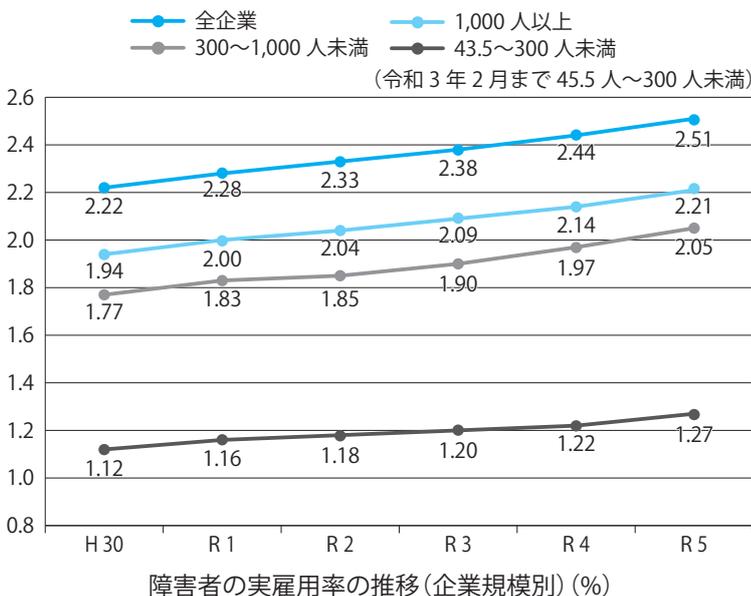
ハローワークの専門窓口にて、多様な障害特性に対応した就労支援を実施しています。

特に、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に対して、新卒応援ハローワークにおいて就職準備から就職・職場定着まで一貫した支援を実施しています。

また、難病患者である求職者に対して、ハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援体制の強化を図っています。

(2) 企業に対する障害者の雇入れ支援等

法定雇用率が令和6年4月に2.5%へ引き上げられました。このため企業に対し、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用段階から採用後の職場定着まで一貫した支援を実施しています。



障害者就職面接会(東京体育館)



企業向け障害者就職支援セミナー

生活困窮者等に対する就労支援

就労による自立を促進するため、ハローワークによる福祉事務所・自立相談支援機関等への巡回相談や地方公共団体庁舎内への常設窓口の設置等により、一体的に就労支援を実施します。

外国人に対する支援

(1) 外国人求職者に対する相談支援の実施

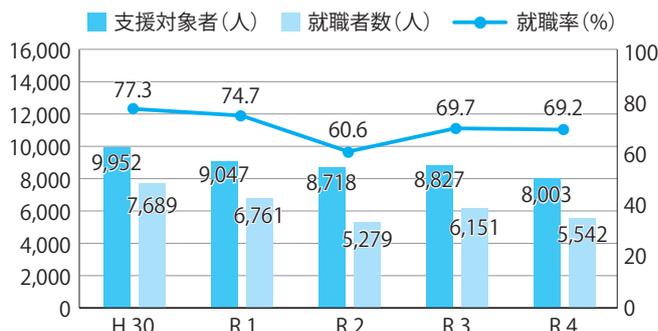
東京外国人雇用サービスセンター(留学生、専門的・技術的分野の在留資格)及び新宿外国人雇用支援・指導センター(定住外国人等)を中心に、ハローワークのネットワークを活用した求人情報の提供、職業紹介を実施します。

(2) 外国人雇用事業主に対する支援の実施

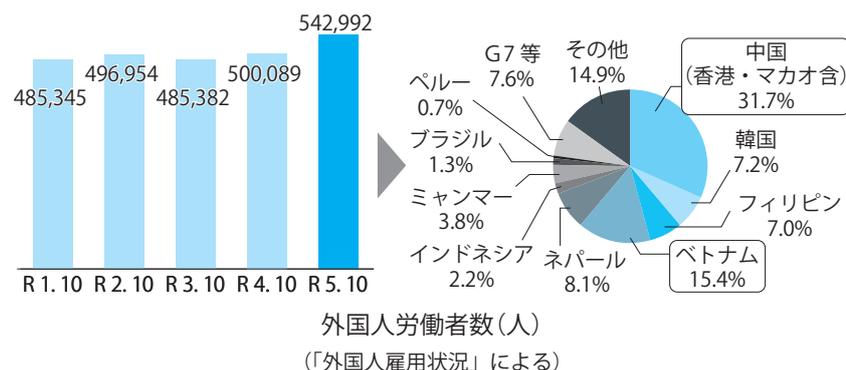
専門スタッフにより、事業主の抱える問題点や適正な雇用管理・改善に関する助言・援助を実施します。また、情報発信及び知識習得を目的とした外国人雇用管理セミナーを開催します。

(3) 合同就職面接会の開催

複数の企業と外国人留学生のマッチング機会を提供することを目的として、外国人留学生就職面接会を開催します。



生活保護受給者等就労自立促進事業実施状況



外国人留学生就職面接会

8 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

就職氷河期世代への支援

都内6か所のハローワークに設置する「ミドル世代チャレンジコーナー」において、キャリアコンサルティング、生活設計面や職業訓練の相談、求人への紹介、応募書類作成支援や面接対策など、専任の担当者が就職まで一貫した支援を行うほか、就職後の定着支援も行っています。

“就職氷河期世代を積極的に採用したい”という企業が参加する就職面接会をエリアごとに開催しています。



6か所(飯田橋・渋谷・新宿・池袋・足立・立川)に設置

ミドル世代のための就職面接会

新規学卒者等への支援

学校と連携し、学校へ出張して行う職業講話やセミナーなどのキャリア形成支援及び個々の状況に応じ個

別担当制の就職支援を実施しています。

中小企業等における若年者の人材確保に向け、各種イベントや定着のための支援を行っています。

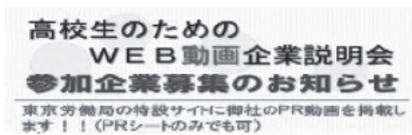
都内2か所の新卒応援ハローワークでは、障害等の就職活動に困難な課題を抱える学生を専門担当者によるチーム支援等関係機関と連携し支援しています。



高校生のための合同企業説明会



新規大卒者等合同就職面接会



動画やPRシートを労働局のHPに掲載



公正な採用選考を行うための取組

事業主に対して、公正な採用選考の周知・啓発及び不適正事案を発生させた際の是正指導を厳正に行います。併せて、同和問題やLGBT等の正しい理解に関する周知・啓発を行います。

正社員を希望する若者への就職支援

35歳未満で安定した就労経験の少ない若年者の正社員就職を支援するため、ハローワークでは、就職活動の進め方、自分に合った求人への選択、求人への応募、就職後の職場定着まで、専任の担当者による支援を実施しています。



個別相談



就職支援セミナー



わかもの就職面接会

• わかものハローワーク

都内3か所(渋谷・新宿・日暮里)に設置し、専任の担当者により、個々の状況に応じた計画的な就職支援を実施しています。

また、就職支援セミナーや面接会も多数開催しています。

- ・就職面接会の開催

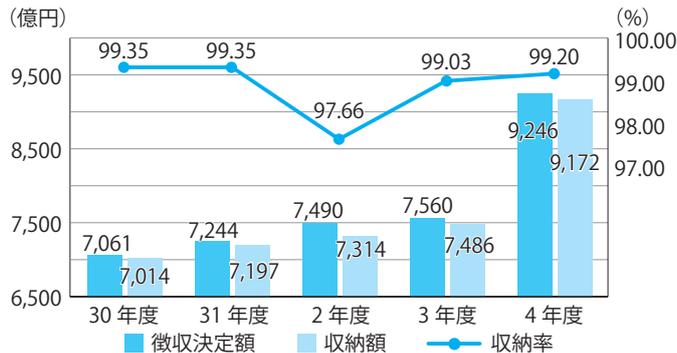
若年求職者の職種選択の幅を広げ、求人企業とのマッチングを図るため、労働局、各ハローワーク、わかものハローワーク主催による就職面接会を開催しています。

第4 労働保険制度の適正な運営

1 労働保険の適用徴収

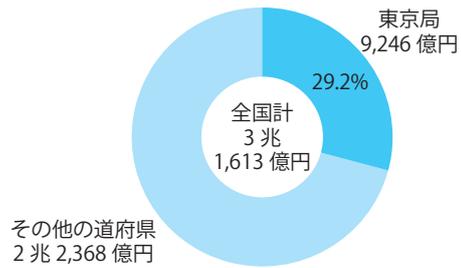
労働保険料の申告・納付の促進

労働保険相談窓口等における周知、労働保険年度更新の円滑な運営により、申告・納付を促進します。



労働保険料徴収決定額・収納額と収納率の推移(東京労働局管内)

厚生労働省労働保険の適用徴収状況(年報)より

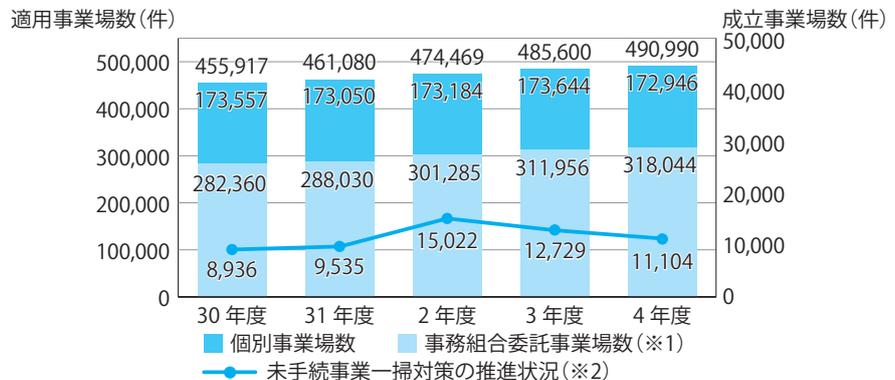


東京局管内における徴収決定額は、全国の徴収決定額の29.2%を占めている。(令和4年度未現在)

全国労働保険料徴収決定額における東京局の割合
厚生労働省労働保険の適用徴収状況(年報)より

労働保険の未手続事業一掃対策の推進

他の行政機関との連携、集中的な広報活動等により、労働保険の未手続事業の解消に取り組めます。



適用事業場数の推移と未手続事業一掃対策の推進状況(東京労働局管内)

※1 厚生労働省労働保険の適用状況(年報)より

※2 把握した未手続事業に対し、手続指導により成立手続を行った事業場の総数(東京労働局調べ)

東京局管内における適用事業場数は、49万990事業場。全国の適用事業場数343万3,799事業場の14.3%を占めており、このうち35.2%が事務組合委託となっている。(令和4年度未現在)

令和6年度労働保険 年度更新申告書の留意点等について

東京労働局 労働保険徴収部 適用・事務組合課

1 保険率等の変更について

(1)「労災保険率」及び「労務費率」について

令和6年度より「労災保険率^(※1)」及び「労務費率^(※2)」が変更されました。

変更後の「労災保険率」及び「労務費率」は右のQRコードから確認できます。

(※1)新労災保険率は令和6年度概算保険料の計算より適用されます。

(※2)新労務費率は令和6年4月1日以降開始の定期工事に適用されます。



令和6年度労災保
険率及び労務費率
QRコード

(2)雇用保険率について

令和6年度雇用保険率に変更はありません。(令和5年度及び令和6年度が同じ保険料率)

令和6年度雇用保険率(表) (算定期間 R6.4.1~R7.3.31)

事業の種類	保険率
一般の事業	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	17.5/1,000
建設の事業	18.5/1,000

2 令和5年度確定保険料・一般拠出金の計算方法について

(1)労災保険料の計算について

令和5年度(算定期間：R5.4.1~R6.3.31)に使用したすべての労働者への支払賃金総額(千円)に令和5年度労災保険率を乗じて得た額となります。

※令和4年度確定保険料の計算と異なり、前期・後期ごとの支払賃金の集計、保険料の計算は不要となります。算定期間(12か月)における労働者への支払賃金の集計に基づき保険料を計算します。

(例)電気機械器具製造業の場合

令和5年度確定保険料(労災) 251,215千円×2.5/1,000=628,037円(前期・後期ごとの計算は不要)

参考 通年の算定基礎額(支払賃金総額)251,215,999円(全労働者分)

(2)雇用保険料の計算について

令和5年度(算定期間：R5.4.1~R6.3.31)における雇用保険被保険者^(※3)への支払賃金総額(千円)に令和5年度雇用保険率を乗じて得た額となります。

※令和4年度確定保険料の計算と異なり、年度途中の雇用保険率の変更がないため、前期・後期ごとの支払賃金の集計、保険料の計算は不要となります。算定期間(12か月)における雇用保険被保険者への支払賃金の集計に基づき保険料を計算します。

(※3)週の所定労働時間20時間以上及び31日以上雇用見込みがある労働者(パート、アルバイトを含む)

(例)一般の事業の場合

令和5年度確定保険料(雇用) 121,301千円×15.5/1,000=1,880,165円(前期・後期ごとの計算は不要)

参考 通年の算定基礎額(支払賃金総額)121,301,299円(雇用保険被保険者分)

(3)一般拠出金額の計算について

令和5年度(算定期間：R5.4.1~R6.3.31)に使用したすべての労働者への支払賃金総額(千円)に一般拠

出金率(0.02/1,000)を乗じて得た額となります。

(例)【一般拠出金】 251,215 千円×0.02/1,000=5,024 円

参考 通年の算定基礎額(支払賃金総額)251,215,999 円(全労働者分)

3 令和6年度概算労働保険料の計算について

概算賃金総額の見込額(前年度の確定賃金総額)に労災、雇用保険率を乗じて得た額を合算した額となります。なお、労災保険料については、**令和6年度労災保険率【新保険率】**を用いて計算してください。

(例)電気機械器具製造業の場合

【労災保険料】 251,215 千円×**3.00/1,000(料率変更)** = 753,645 円

【雇用保険料】 121,301 千円×15.5/1,000=1,880,165 円

【労災保険料額 753,645 円】+【雇用保険料額 1,880,165 円】=【令和6年度概算労働保険料額 2,633,810 円】

4 年更申告書、賃金集計表の様式変更等について

(1)年更申告書、賃金集計表の様式変更について

2の(1)及び(2)のとおり、令和5年度確定保険料は【労災保険】及び【雇用保険】ともに年度を通じて、同一の保険率となり、前期・後期ごとの保険料の計算が不要となることから、従来の様式へと戻ります。

①年更申告書

様式の変更点

申告書最下部の**期間別確定保険料算定内訳(③欄)**が削除されました。

②賃金集計表

様式の変更点

- ・賃金の集計欄より、「前期計欄(小計)」及び「後期計欄(小計)」が削除されました。
- ・賃金集計表の最下部の「確定保険料算定内訳(労災保険分・雇用保険分)」が削除されました。

5 電子申請の利用について

電子申請の利用におけるポイント

- (1)いつでも、どこでも、手続きが可能です!!
- (2)電子納付による納付が便利!!
- (3)申請に必要な「電子証明書」はGビズIDを取得することで省略することができます。GビズIDは「有効期限なし」「発行手数料なし」で便利です。
- (4)電子申請のアドバイザーによる無料出張相談を活用し、初期設定のトラブルを解消できます。



「労働保険の電子申請に関する特設サイト」

【QRコード】

令和6年度全国安全週間実施要綱

東京労働局 労働基準部 安全課

趣旨 全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和6年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

期間 7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1)安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2)安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3)安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4)労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5)緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6)「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1)安全衛生活動の推進
- (2)業種の特性に応じた労働災害防止対策
- (3)業種横断的な労働災害防止対策

※令和6年度全国安全週間実施要綱全文については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

令和6年「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願い

東京労働局 労働基準部 賃金課

毎年、厚生労働省が実施している国の統計法に基づく基幹統計調査である賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等ごとに明らかにすることを目的として行っており、その調査結果は、各企業、団体等における賃金管理をはじめとする労務管理等の貴重な資料として活用されております。

この調査は、「毎年7月1日から7月31日」までの期間に実施することとされており、調査対象となりました事業所には大変お手数をおかけすることになりますが、インターネット(オンライン調査システム)による回答も可能となりますのでご活用いただき、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、令和5年以前の賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ(http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html)に掲載されています。

問合せ先 賃金統計事務センター(R 6. 7. 1~R 6. 9. 30) 03(5958)3365



第24回 桃樹のちょこっと用語 「熱中症特別警戒アラート」

「熱中症特別警戒アラート」とは、環境省が令和6年4月24日から運用を開始した、気候変動適応法第19条第1項の規定に基づき環境大臣が発表する「熱中症特別警戒情報」の通称。

気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に発表される。

それぞれの都道府県内の全ての暑さ指数(WGBT)情報提供地点において、翌日の日最高暑さ指数が「35以上」となることが予測される場合に、前日の午後2時頃に発表。

発表された地域では、自発的な熱中症予防行動を積極的に行うことと、家族や周囲の人々においても見守りや声かけ等の、共助、公助を行ってくださいとされている。

また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更(リモートへの変更を含む)等を判断していただきとされている。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施中

令和6年5月～9月

東京労働局 労働基準部 健康課

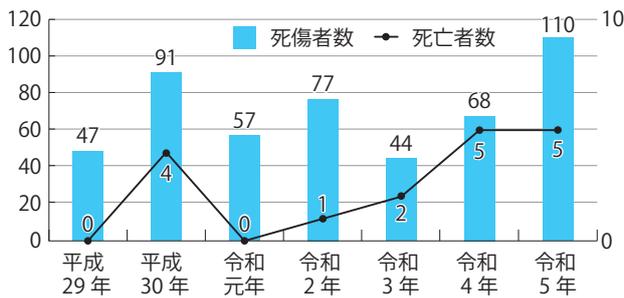
厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまが協力して、熱中症予防対策に取り組みましょう！



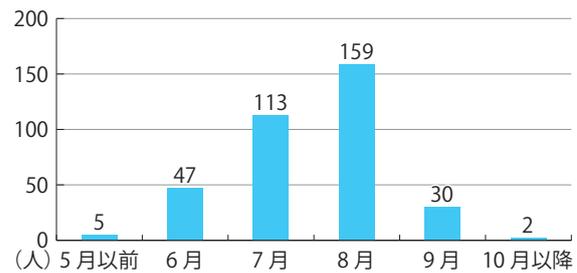
東京労働局では、令和5年における管内の熱中症による休業4日以上之死傷者数が平成10年の集計開始以降で過去最多となったことを受け、より一層取組を徹底いたします。



熱中症による労働災害発生状況(都内)



熱中症による死傷者数の推移(平成29年～令和5年)



月別の熱中症発生状況(平成31年～令和5年)

令和5年に発生した熱中症の発生事例【東京】

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込日数等
6月10時	警備業	屋外の工事現場において、ふらついて倒れたもの。日陰で一時間休憩したが、回復しないため救急車を呼び搬送された。3日後死亡。	28.5℃ (30.1℃)	死亡
7月10時	ビルメンテナンス業	マンション清掃業務中に気分が悪くなり、休憩後、帰宅途中に救急搬送された。	31.4℃ (33.8℃)	約30日
8月17時	建設業	建設現場において養生、養生撤去、清掃等の業務に従事し、ごみを建物から屋外に運んでいた際に倒れ、病院に搬送されたが、死亡したもの。	31.2℃ (34.5℃)	死亡
9月11時	飲食店	店舗厨房のエアコンが故障している中、調理を行っていたところ失神したうえに、転倒したため負傷したもの。	32.5℃ (36.1℃)	約30日

(参考)気温は、東京管区气象台(千代田区北の丸公園)の値です。

暑さ指数(WBGT値)を活用しましょう

1 暑さ指数の計測

実測できない場合は「その地域を代表する一般的な暑さ指数(予報サイトなど)+補正手段により、参考値を算出してください。



暑さ指数の実況 暑さ指数の計算と予測(環境省 方法はこちら 熱中症予防情報サイト)

- 2 衣類の補正值と作業内容で熱中症リスクを確認
- 3 リスクに応じた対策を検討、実行

主な熱中症予防対策

1 作業環境管理

- 作業場所近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設ける。
- 水分や塩分を補給するための飲料水等、身体を適度に冷やすための氷等を備え付ける。

2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。(梅雨明け直後、夏休み時期明け、新規配属者は特に注意)
- 喉が渇くといった自覚症状がなくても、作業前、作業中、作業後に定期的に水分や塩分を摂取する。
- 服装は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。(身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討)

3 健康管理

- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢等の疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえて配慮を行う。
- 作業開始前に、朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じ、作業の配置換え等を行う。
- 作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして健康状態を確認する。(労働者からの申出も促す)

4 労働衛生教育

- 労働者を高温多湿場所で作業させる場合、作業の管理者と労働者に対しあらかじめ、
①熱中症の症状②熱中症の予防方法③緊急時の応急措置④熱中症の事例について、労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ～少しでも異変を感じたら～

熱中症の応急手当		前日のチェック	仕事前のチェック
いつもと違うと思ったら、すぐに 119 番 		<input checked="" type="checkbox"/> 仕事前日の飲酒は控えめに <input checked="" type="checkbox"/> ぐっすり眠る <input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラート確認	<input checked="" type="checkbox"/> よく眠れたか <input checked="" type="checkbox"/> 食事をしたか <input checked="" type="checkbox"/> 体調は良いか <input checked="" type="checkbox"/> 二日酔いしていないか <input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラート確認
救急車到着まで 作業着を脱がせ 水をかけ 全身を急速冷却		仕事中のチェック <input checked="" type="checkbox"/> 単独作業を避け、声をかけ合う <input checked="" type="checkbox"/> 監督者は現場パトロール <input checked="" type="checkbox"/> 水分・塩分の補給 <input checked="" type="checkbox"/> こまめに休憩	
		 詳しくはコチラ 	

熱中症予防対策にご活用ください

- オンライン講習動画、関係資料を掲載したポータルサイト
「職場における熱中症予防情報」 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 東京労働局版 熱中症予防対策リーフレット・ポスター
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html



分からないことは、なんでも「^{はすみ}蓮美部長」に聞いてみよう！

第25回

桃樹の「^{とうき}労務・安全衛生 深掘り探訪記」

熱中症対策、先手必勝！ 職場の熱中症を防ごう！

私は「^{とうき}桃樹」。東基連に入職し、4年目となりました。まだまだ勉強中の若輩者ですが、会員の皆様のために頑張ります。

さて、そんな私が、疑問に感じた事柄について、「^{はすみ}労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「^{はすみ}蓮美部長」に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン 始まっています。

桃樹さん 読者の皆さん、お久しぶりです。4月号、5月号と紙面の関係でお休みを頂きました。今月から、また宜しくお願い致します。蓮美部長もお元気です。

蓮美部長 はい、皆さん、こんにちは。東基連の蓮美です。令和6年度になって、初めての掲載ですから、初めてお会いする方もいらっしゃると思います。宜しくお願い致します。

そうそう、桃樹さんも、この4月から入職4年目になったのよね。もう一人前ね、頑張ってるね。

桃樹さん うっ！ そう来ましたか。はい、まだまだ一人前とは言えませんが、上司、先輩、会員の皆様方に学びながら、頑張ります。

蓮美部長 はい、頼もしい決意表明、ありがとうございます。嬉しいわ。

ところで、今日から6月ですが、暑い日が続きますね。

桃樹さん そうなんです。5月の初めから暑い日。この夏も暑くなりそうです。

蓮美部長 そうなると、熱中症が心配ですね。熱中症対策は大切です。今年の取り組みはどうなっているのかしら。

桃樹さん はい、東京労働局では、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を開始しています。その内容は、後ほどお話ししますが、その前にお伝えしておきたいことがあるんです。

蓮美部長 あら、それは何かしら？

桃樹さん 環境省が運用を開始した「熱中症特別警戒アラート」です。

環境省が運用を開始した「熱中症特別警戒アラート」とは？

蓮美部長 昨年までも、気象庁と環境省が共同して「熱中症警戒アラート」を発表していたけど、「特別」が付く「熱中症特別警戒アラート」が新たに公表されるということ？

桃樹さん そうなんです。環境省の発表によると、「近年、気候変動の影響により、国内の熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移している」と。

蓮美部長 確かにその通りね、毎年何人もの方が熱中症で亡くなっているわね。

桃樹さん はい、この状況を踏まえ、令和5年に気候変動適応法(平成30年法律第50号)の改正により、「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として法律に位置づけられるとともに(通称：熱中症警戒ア

ラート)、より深刻な健康被害が発生しうる場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」が創設されたんです(通称:熱中症特別警戒アラート)。(注1)

蓮美部長 その「熱中症特別警戒アラート」は、いつから運用が始まるのかしら？

桃樹さん 蓮美部長！ もう始まっているんです。この「熱中症特別警戒アラート」は、今年の「4月24日」から運用を開始しています。(運用期間:令和6年4月24日~同年10月23日)

蓮美部長 4月24日から始まっているの！ それだけ、熱中症の被害が増えてきているということね。

桃樹さん はい、環境省では、従前から運用してきた「熱中症警戒アラート」に加え、気温が著しく高くなり熱中症による人の健康に対する重大な被害が生じるおそれのある場合に、気候変動適応法第19条第1項の規定に基づき、環境大臣が「熱中症特別警戒アラート」を発表するとしています。

「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合には！

蓮美部長 熱中症特別警戒アラートの発表を受けて、私達はどのような行動を取ったら、良いのかしら？

桃樹さん 環境省では、発表された地域では自発的な熱中症予防行動の実施、また、家族や周囲の人々においては見守りや声かけ等の共助や、公助の行動を取っていただくことを目的として運用するものとしています。

蓮美部長 桃樹さん、もう少し詳しく説明していただけるかしら。

桃樹さん はい、先程もお話しましたが、熱中症特別警戒アラートは「気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合」に発表されます。

蓮美部長 過去に例のない、広域的な危険な暑さを想定しているのね。

桃樹さん そうです。都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の暑さ指数(WBGT)の最高値が「35以上」に達すると予測される場合に出されます。

蓮美部長 暑さ指数(WBGT)「35以上」に達するという事は、大変な暑さです。

「身体作業強度等に応じた WBGT 基準値」(注2)では、暑さに順化していない人(暑熱非順化者)においては、織物性作業服を着ている状態で、WBGT 基準値が「29」の場合の、「身体作業強度の例」は、「軽い手作業」や「通常の状態での乗り物の運転」「時速2.5キロ以下の平坦な場所での歩き」とされています。

桃樹さん その場合で、更に WBGT 基準値が高い場合は、どんな身体作業強度になるのですか？

蓮美部長 暑熱非順化者の WBGT 基準値が「32」の場合の身体作業強度の例は、「安静、楽な座位」とされています。

「熱中症特別警戒アラート」等の発表時刻は？

桃樹さん すると、「熱中症特別警戒アラート」が発表されるのは、WBGT 基準値が「35以上」に達すると予想される場合ですから、更に身体的強度を下げる必要がありますね。

蓮美部長 その通りですね。ところで、桃樹さん、「熱中症特別警戒アラート」は、何時頃に発表されるのかしら？

桃樹さん あっ、失礼しました。「熱中症特別警戒アラート」は、前日の午後2時頃に発表されるそうです。前日の午前10時頃の予測値で判断すると。

前日の午後2時頃の発表ですから、翌日の対応への準備ができやすいということですね。

蓮美部長 もうひとつの「熱中症警戒アラート」はどうかしら？

桃樹さん はい、「熱中症警戒アラート」は、「人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合」に、前日の午後5時頃及び当日の午前5時頃に発表されます。

蓮美部長 「熱中症警戒アラート」の WBGT 基準値は？

桃樹さん WGBT 基準値は、府県予報区内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における翌日及び当日の日最高暑さ指数(WGBT)が「33 以上」に達すると予測される場合です。

蓮美部長 いずれにせよ、気温が著しく高くなる場合ですから、対応が大切ですね。

桃樹さん そうなんです。それと、環境省の発表で気になることがあるんです。

蓮美部長 何が気になるのかしら？

桃樹さん 令和3年から始められた「熱中症警戒アラート」ですが、これまでの発表回数の推移をみると、令和3年：613回、令和4年：889回。そして昨年(令和5年)は1,232回を数えているんです。

蓮美部長 令和5年は多かったんですね。

桃樹さん そうなんです。令和3年の約2倍、令和4年の約1.4倍です。この傾向が続けば、今年は更に警戒アラートを出す暑さ指数が高い日が増えると思います。

「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合の具体的な対応は？

蓮美部長 この「熱中特別症警戒アラート」が発表された場合の具体的な対応は、どうしたら良いのかしら。

桃樹さん 環境省はホームページで、「キーメッセージ」として、次のように示しています。

一つは「自分の身体だけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください!!」と。

そのうえで、「具体的には、全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごせているか確認してください。」と。

蓮美部長 自分だけでなく、周囲の人に気を遣い、確認するということね。

桃樹さん はい、更に具体的な対応として「校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更(リモートワークへの変更を含む)等を判断してください。」とも示しています。

蓮美部長 さっき確認したとおり、「WGBT 基準値」が「35 以上」に達することが予測される場合に発表される「熱中症特別警戒アラート」ですから、中止、延期、変更等まで求めているのね。

桃樹さん はい、その上で環境省は「今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です」と。

蓮美部長 各企業、団体も、昨年までも熱中症対策に取り組んで来ましたが、今年の夏は、それでは不十分な可能性があるということですね。

桃樹さん その通りです。先程もご紹介しましたが、「熱中症警戒アラート」の発令が、令和5年は、令和3年の約2倍、令和4年の約1.4倍です。この傾向を踏まえれば、今年の夏の熱中症の対策は、今まで以上に求められると思います。



東京労働局「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

蓮美部長 この状況を踏まえて、東京労働局では健康課を中心として、熱中症対策を進めているのね。

桃樹さん はい、まずこのポスターです。「熱中症対策 先手必勝!」。

蓮美部長 あら、涼しそうで素敵なポスターね。

桃樹さん ええ、東京労働局健康課では、このポスターを作成。「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開しています。

蓮美部長 期間等はどうかしているのかしら？

桃樹さん 厚生労働省が、令和6年2月27日に制定した「令和6年『STOP! 熱中症 クールワークキャ

ンペーン』実施要綱」に基づき、期間は令和6年5月1日から9月30日までとされています。

また、準備期間を令和6年4月、重点取組期間を令和6年7月としています。

この厚生労働省の「実施要綱」は厚生労働省のホームページからダウンロードできますから参考として欲しいですね。

蓮美部長 ところで、最近の熱中症による労働災害の状況はどうなっているのかしら？

桃樹さん 全国と東京の職場における熱中症死傷者数(休業4日以上)は次の表の通りです。

職場における熱中症死傷者数(令和元年から令和5年)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (速報値)
全国死傷者数	829人	959人	561人	827人	1045人
(全国死亡者数)	25人	22人	20人	30人	28人
東京死傷者数	57人	77人	44人	68人	110人
(東京死亡者数)	0人	1人	2人	5人	5人

蓮美部長 やはり、年を追って増加していますね。特に昨年は沢山の方が熱中症による労働災害に遭われたのですね。

桃樹さん はい。昨年の東京では、次のような死亡災害事例があったそうです。

6月：警備業「屋外の工事現場において、ふらついて倒れたもの。日陰で一時間休憩していたが、回復しないため救急車を呼び搬送された。3日後死亡。」

8月：建設業「建設工事現場において養生、養生撤去、清掃等の業務に従事し、ごみを建物から屋外に運んでいた際に倒れ、病院に搬送されたが、死亡したもの」。

今年は昨年以上の暑さが予想されていますから、更に十分な対策が求められます。

蓮美部長 その通りね。そのための「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」ね。

桃樹さん はい、今月号では紙面の関係で、ここまでとなりますが、来月号で、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の詳細をお伝えします。

読者の皆様、今月号も「労務・安全衛生 深掘り探訪記」にお付き合い頂き、ありがとうございました。

それでは、また来月号でお目にかかりましょう。



(注1)環境省「報道発表資料」2024年4月16日「『熱中症特別警戒アラート』等の運用を開始します」参照。

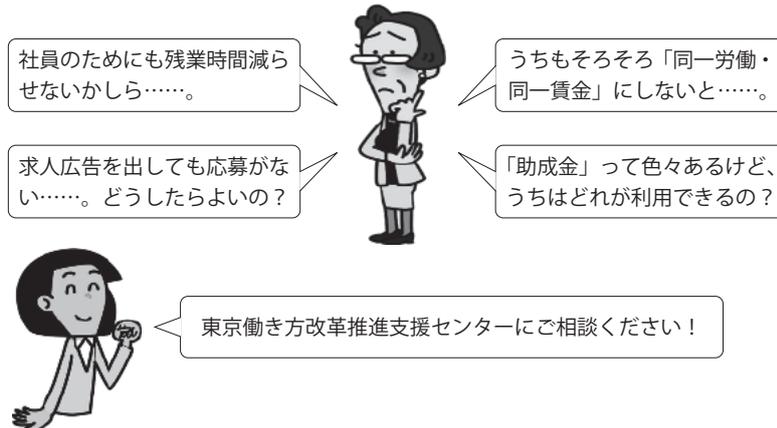
(注2)厚生労働省が令和6年2月27日に制定した「令和6年『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」別紙「表1 身体作業強度等に応じたWGBT基準値」による。

専門家によるワンストップ無料相談を実施中です！

東京働き方改革推進支援センターのご案内

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

このようなお悩みありませんか？...



事業主の皆様の労務管理に関するお悩みを専門家がサポートいたします！

東京働き方改革推進支援センター（以下「センター」）では、都内事業者の皆様からの労務管理についてのお悩みから助成金、人材確保対策に関するお問い合わせなど、「働き方改革」に関するご相談について、社会保険労務士等の資格を有した専門家が対応しております。

ご質問・ご相談は、訪問（オンラインも可）の他、窓口、電話、メールなどで受け付けており、さらに専門家が実際に会社を訪問し、実情を把握させていただいた上でお悩みを解決するためのコンサルティングも実施しております。

費用は無料ですので、お気軽にご相談下さい！

多くの事業主が自社の改善を実現しています！

センターを利用され、専門家のサポートを受けた多くの事業主が自社の改善を実現しております。

改善を実現した主な取り組み事例については、以下のアドレスからご覧いただけます。

[働き方改革特設サイト](https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/casestudy/) [中小企業の取り組み事例](#) <https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/casestudy/>

※掲載されている取り組み事例は東京も含めた全国の働き方改革推進支援センターの支援事例になります。

お問い合わせはこちら



東京働き方改革推進支援センター〈東京労働局委託事業〉

所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-8 虎ノ門石井ビル4階

最寄り駅 東京メトロ 虎ノ門駅

電話 0120-232-865（平日9：00～18：00）

FAX 03-6206-7046

メール tokyo@task-work.com

HP <https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp>





さんぼくん

独立行政法人 労働者健康安全機構

東京産業保健総合支援センター研修案内 (令和6年6月～令和6年7月)

◆産業保健研修◆

令和4年12月開催分から、従来の「保健師・看護師研修」「人事・労務・衛生管理者研修」を統合して「産業保健研修」といたしました。産業看護職・人事労務担当者等、産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

- 研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- 当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- 研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町
6-14 日本生命三番町ビル3F

TEL : 03-5211-4480

FAX : 03-5211-4485

URL : <https://www.tokyos.johas.go.jp/>

会場研修

研修日時	研修テーマ	講師	定員
6月13日(木) 14:00～16:00	知っておくと便利な自前のできる社内研修のツール ～人間関係への気づき エゴグラム～ この研修では、セルフケア研修に活用できるエゴグラムについて解説します。 参加者には、実際のエゴグラムを体験し、自己認識を深めていただきます。	森崎 美奈子	30
6月18日(火) 14:00～16:00	病気をもつ労働者と職場へのより良い支援のために ～治療と就労のバランスを支えるヒント～ 本研修では、近年増えている病気(がん、難病など)をもつ労働者が、治療と就労のバランスをとれるようにすることを目指して、どのような支援が望まれるか、どのように支援を進めるかについて、事例検討を含めて学びます。 研修内でワークシートを記入・提出いただくことで質問・考えを共有しながら、全員で学びを深めていきます。 ・両立支援度チェック ・事例をもとに、がんをもつ社員の就労支援を考える ・勤務スケジュールの配慮 ・職務内容の配慮と、同僚への伝え方 ・両立を支える職場づくり ※本研修では個人ワークを行い、提出いただいた内容を講師が共有させていただきます。	佐々木 美奈子 伊藤 美千代	55
6月19日(水) 14:00～16:00	職場で信頼される産業看護職になろう！ ～個別支援から組織支援に向けて、次への一歩を踏み出すには？～ 個別の保健指導だけでなく、その情報を活用して、人事労務担当者や職場の管理監督者を含めた、職場集団・組織への支援につなげることができると、産業看護職としての活動の幅が広がります。 職場組織や産業保健チーム(非常勤産業医等)からの信頼を得るためにも、必要な活動です。 産業看護職になってから間がない方を含めて、集団・組織支援への広げ方に困難を感じておられる方は、是非研修に参加して一緒に考えてみませんか？ ◆注意◆ この研修に参加できるのは、「産業看護職(保健師・看護師)」のみです。 ◆お願い◆ テーマに関して産業看護職として日頃感じていらっしゃる「疑問・質問」をお寄せください。 参加申込後、当センターから「6月19日研修 疑問・質問依頼」メールをお送りいたしますので、そちらへご入力ください。	錦戸 典子	24
6月25日(火) 14:00～16:00	職場における救急体制 職場における様々な救急処置について注意点を解説するほか、救急体制づくりに必要となる重点項目を学習することができる研修会です。 AED実習がありますので動きやすい服装でご参加ください。	高山 俊政	30

研修日時	研修テーマ	講師	定員
6月26日(水) 14:00～16:00	適応障害・双極性障害の職場復帰支援 / 事例を通して ～メンタルヘルス不調者の睡眠・生活リズムを整える実践的な職場復帰支援～ メンタルヘルス不調に至るには、それなりのきっかけがありますが、困る、悩むことで疲労感がでて、追い込まれる感じもでてきて、仕事に行かなければ、あれもこれもしなければと思うが、行動が伴わない傾向もあると思います。 そこには必ず次第に、睡眠がとれない、睡眠リズムが崩れる等がでてきます。 でも、なかなか気づかずに頑張ってしまう例もあります。 睡眠は、復帰条件の一つにもなります。回復するための大事な視点です。 休職中から職場復帰までのプロセス、生活プラス働くことにつながるよう、そんな関わり方等をお伝えできればと思います。	労働者健康安全機構産業保健アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55
7月4日(木) 14:00～16:00	労働安全衛生管理基礎講座④ 「労働安全衛生法」の中で労働者の健康管理(衛生管理)に関連する条文は数多くあります。実際には、「労働安全衛生法」だけでなく「労働安全衛生規則」をはじめとした諸規則の理解も必要になります。 本講座ではテキストに当センター発行「令和5年度版労働衛生のハンドブック」を使用し、法令に基づく労働衛生管理の基礎について4回に分けてわかりやすく解説します。 また労働衛生に関する最新の動向もご紹介します。 今回はその4回目で、快適職場、作業環境測定等の他、過重労働による健康障害防止対策にとって重要な労働基準法(労働時間管理関係)について解説します。 本講座は令和5年度に実施した同名の講座と同様の内容となっておりますが、令和5年以降に改正された法令等については改正後の法令に基づき解説します。 なお、「令和5年度版労働衛生のハンドブック」は、当センターのホームページに掲載しております。	中山 篤	55
7月5日(金) 14:00～16:00	元気な職場づくりにつなげるメンタルヘルス活動～対応事例～ 大手印刷会社で20年以上メンタルヘルス対策に携わった経験を基に、元気な職場づくりにつなげるメンタルヘルス活動の一例を紹介します。そして、メンタルヘルス活動に携わっている担当者にとってメンタル不調者の休職中の対応から復職支援について、対応事例によるグループワークから対応方法を共有していただきます。 また、ストレスによる腰痛、頭痛を予防する簡単にできる運動方法(骨ストレッチ)も紹介します。	スポーツケア整体研究所(株) 小沼 博子	55
7月8日(月) 14:00～16:00	メンタルヘルス社内研修の進め方 ～ラインケア～ 「心の健康づくり計画」は4つのケアを中心に策定されており、社内研修はその理解を深める教育・情報提供の場となります。 加えて4つのケアの円滑な「連携」をすすめていくことが必要とされており、最近のメンタルヘルスの動向を踏まえて、ラインケアの必要性が再認識されています。 今回は、アンガーマネジメントも含めて、有効なメンタルに関するマネジメント方法を解説します。 社内研修の参加者から関心、興味を集める社内研修の進め方について一緒に考えていきたいと思っております。	松井 知子	55
7月16日(火) 14:00～16:00	過労死等を防ぐために 令和4年度の過労死等の労災認定件数は904件となり、このうち、精神障害の労災認定件数は710件と過去最多になりました。 こうした事案を防ぐには、各社が取り組んでいる長時間労働削減案や健康確保、メンタルヘルス、ハラスメント等の対策について、現状や課題を分析し、さらなる対策を推進していくことが重要です。 また、労災認定された事案から、過労死等を防ぐために必要なことは何か、考えていきたいと思っております。	野村 みどり	55
7月23日(火) 14:00～16:00	ストレスチェック制度の効果的な活用～セルフケア、集団分析を利用した職場環境改善への取り組みについて～ 年1度のストレスチェックの実施をしていても、その結果を十分に活用できていないのではないかと、お悩みではないでしょうか？ メンタルヘルス対策は第14次労働災害防止計画の重点対策とされており、ストレスチェックの集団分析を用いた職場環境の改善に取組むことが望まれています。 今回は、その取り組みに一步踏み出すときに参考となるような具体的なお話をさせていただきます。 また、個々人が結果を活用できるよう、労働者のセルフケア能力をサポートすることについてもお話しをしていきたいと思っております。	社会保険労務士産業カウンセラー 紺野 由美子	55
7月25日(木) 14:00～16:00	すすめよう職場のスマート禁煙！ 職場の禁煙化は、法律や条例、ガイドラインでも示された労働衛生上の重要課題の一つです。 本研修会は、研究成果を基に作成した科学的根拠に基づく「効果的な職場の受動喫煙対策の推進方法」を提案しております。 令和14年度には、望まない受動喫煙のない社会の実現が国の目標です。 まずは、その推進方法を知ることからはじめてみませんか？ ◆注意◆ 現在分煙(屋内に喫煙室・喫煙コーナーあり)か受動喫煙対策なしの事業場の関係者を対象とします。	斎藤 照代	45

研修日時	研修テーマ	講師	定員
7月26日(金) 14:00～16:00	<p>治療と仕事の両立支援～がんと脳血管疾患の職場復帰支援～</p> <p>ある日、突然というように、がんの診断を告知される時もあります。</p> <p>また、脳の出血や梗塞による麻痺や行動制限になるなど、世界が一変してしまう事態が起こり得ます。</p> <p>がんの当事者は頭が真っ白に、聞いた説明は何も覚えていないということもよくお聞きします。脳血管疾患の場合は、その後の回復のためのリハビリ訓練、重要性が増す継続治療・生活になりますね。</p> <p>そして、それらの病気と向き合いながらの職場復帰、諦めないで続けられるよう、働くことにつなげていく支援、そして生きる道に伴走するような形にもなると思います。まさに両立支援の大きな意識を持つところだと思います。受け入れる組織の器の大きさも必要です。病気をもっている、障害をもっている、働ける社会のあり様が求められるいまでしょう。</p> <p>そんな一歩一歩へ支援を大事の一つとしてもお伝えしたいと思います。</p>	<p>労働者健康安全 機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子</p>	55

賃金引き上げ 特設ページを開設しました！

東京労働局 労働基準部 賃金課

現在、政府一丸となって物価上昇に負けない継続的な賃上げの促進・中小企業支援に取り組んでおり、厚生労働省においては、大企業を中心とした賃上げの動きを中小企業労働者や非正規雇用労働者へ波及させるべく、各種取組を実施しています。

このたび取組の一環として、賃金引き上げに関する情報を集めました特設ページを開設しました。賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用ください。

賃金引き上げ 特設ページを開設！

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい！

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらくすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「業種」における平均的な賃金額

A県	従業員総数(千人) (千人)	従業員給与総額 (億円)	従業員平均給与 (円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	165.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	389.7
25～29歳	255.8	1,573	645.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,489.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,055	983.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	従業員 総数(千人) (千人)	従業員 給与総額 (億円)	従業員 平均給与 (円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	204.7	1,754	640.6
税金従事者	41.7歳	239.5	1,685	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	605.2
その他の製品製造・ 加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,643	578.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年度業務改善助成金のご案内 (東京労働局)

東京労働局 労働基準部 賃金課

賃金引上げ・生産性向上を行う中小企業を支援する、「業務改善助成金」が令和6年度も引き続きご利用いただけます。申請の提出期限は令和6年12月27日です。

令和6年度業務改善助成金については、前年度の助成内容等から一部変更が生じています。詳しくは、業務改善助成金コールセンター(電話番号：0120-366-440)または厚生労働省HPでご確認ください。

参照リーフレット 令和6年度業務改善助成金のご案内

令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画 + **設備投資等の計画** (計画の承認と実施) → **業務改善助成金を支給(最大600万円)**

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

工場A 事務所B → 別々に申請

➔ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごと**に申請いただけます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面(生産性向上のヒント集)をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>
○ 事業場内最低賃金が898円 → 助成率9/10
○ 8人の労働者を988円まで引上げ(90円コース) → 助成上限額450万円
○ 設備投資などの額は600万円

540万円 (= 600万円 × 9/10) > 450万円 (= 助成上限額)

(設備投資費用 × 助成率) (90円コースの助成上限額)

➔ **450万円が支給されます。**

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

休憩室

BREAK  TIME

趣味を始めるなら ゴルフ？



風薫る初夏——

新年度開始から二月が経ち、身の慌ただしさが少し落ち着くとともに爽やかな気候を迎えるこの時期は何か新しい趣味を始める際にもうってつけのタイミングです。

中でも若き？オフィスワーカーの皆さんに私が特にお勧めしたいと考えているのはゴルフです。この魅力的なスポーツの長所は実にたくさんありますが、今回はまだ未経験の方にも興味を持ってもらいやすいようその利点を3点に絞ってわかりやすくお伝えしてみたいと思います。

1)屋外で身体を動かすことによるリフレッシュ効果：ゴルフは自然との触れ合いを楽しむことができる貴重な機会です。コースの美しい景色や静けさは、日常の喧騒を忘れさせてくれるでしょう。ストレス解消やリフレッシュにも最

適な趣味と言えます。

(コロナ禍でも屋外スポーツということで3密にならないことからちょっとだけブームになっていました)

2)仕事仲間とのコミュニケーションを深める

効果：ゴルフは、スコア競争だけでなく、プレー中に起こるさまざまなハプニングや、仲間との交流が楽しめるスポーツです。社内のゴルフ仲間とのラウンドは、ビジネスの場とは違うリラックスした雰囲気の中で、お互いのプレースタイルや考え方を知る機会となります。また、こうしたゴルフ交流を通じて、普段の仕事だけでは接することがない人々と新しい出会いもできるでしょう。

3)上達により自己の成長を実感できる効果：

ゴルフは、若い時だけでなく年齢を重ねても続けることができるスポーツです。何歳になっても、日々の練習を重ねることで少しずつスイングが向上していくこと、ベストスコアを更新できた時の喜びや達成感は、仕事にも活かすことができるかもしれません。ゴルフを通じて、目標に向かって努力する姿勢を育むことができると思います。

ゴルフは単なるスポーツ以上のものであり、多くの人に愛される理由がここにはあります。スコアを競うだけでなく、自然との共存や仲間とのふれあい、自己の成長を楽しむことができるゴルフは、多くの人にとって特別な趣味ときっとなるはずです。

いかがでしたでしょうか？

以上、昔はゴルフなんて休日の朝早くに起きて休みもゆっくりできないくだらないスポーツと思い込んでいた一人のオフィスワーカーの拙いプレゼンではありましたが、もしこれを読んで少しでも「いいじゃん、ゴルフを始めてみようかな？」と思ってくださるお仲間が一人でも増えたら嬉しいです。みんなで楽しく遊びながらお外で身体を動かしましょう！

T. M

行政の窓から

その517

労働保険適用徴収担当部署における取組

東京労働局 労働保険徴収部 徴収課

労働保険料は、労災保険と雇用保険の給付等に必要となる大切な財源であり、セーフティネットの財源確保のため、労働保険料等の適正徴収及び口座振替納付の利用促進、労働保険の未手続事業一掃対策の推進、電子申請の利用促進、労働保険事務組合に対する監査・指導等及び特別加入制度の周知の事項に重点的に取り組んでいきます。

労働保険料の徴収及び収納を担当する徴収課では、費用負担の公平性の確保を図る観点から滞納されている保険料について、時効中断措置を確実に講じるとともに、効果的かつ効率的な納付督促を行い、再三の納付督促にもかかわらず納付の意思が認められない滞納事業主、高額滞納事業主、累積滞納事業主に対しては、重点的に財産差押処分等の強制措置を実施しています。

また、事業場における納付事務の負担軽減を目的として、口座振替制度の周知・勧奨に取り組んでいます。**労働保険料等の口座振替納付をご利用ください 労働保険料等の口座振替にはこんなメリットがあります！**

- ・納付のために金融機関へ行く時間が解消されます。
- ・納付期限を気にすることなく、納め忘れの心配がありません。
- ・手数料はかかりません。
- ・口座引き落としの期日にゆとりができます。具体的な期日については収納第一係(電話 03-3512-1634)までお問い合わせください。

口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記した申込用紙(3枚1組)を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。申込用紙は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

詳細は、厚生労働省ホームページ [厚生労働省 労働保険 口座振替 検索](#)

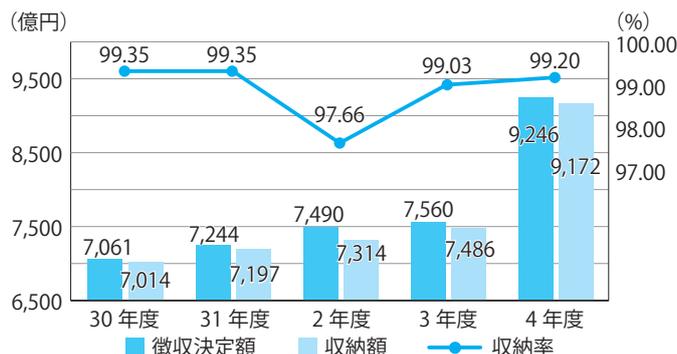
口座振替をご利用いただいた場合は、年度更新申告書の提出を金融機関で行うことはできません。お手数ですが、労働局または労働基準監督署へご提出ください。

労働保険料等の納入証明について ※様式は、東京労働局ホームページに掲載しております。

入札参加資格、経営事項審査、特定技能外国人関係申請、助成金申請、領収書紛失(領収書の再発行はできません)等により労働保険料等の納付状況が必要となる場合には、「納入証明願」をご提出(原則郵送)いただくことにより納入証明(「未納なし」の証明)を行っております。

詳しくは徴収課徴収第二係(電話 03-3512-1632)までお問合せください。

また、労働保険事務組合に委託している場合の窓口は事務組合室事務組合収納係(電話 03-3512-1645)になります。



労働保険料徴収決定額・収納額と収納率の推移(東京労働局管内)

厚生労働省 労働保険の適用徴収状況(年報)より



海上栈橋から転落し溺死

業種 港湾荷役業

職種 荷役作業者

災害発生状況

給油船から燃料を受け入れる作業をしていた。被災者は給油船で燃料の品質チェックを行った後、岸壁から給油船までの通路として使っていた人道橋を通っていた。人道橋から岸壁へと戻る際、被災者は人道橋の支柱に沿って燃料流出防止用のオイルフェンスのワイヤーがたるんでいることを発見した。被災者は補修場所に向かい、人道橋の手すりを乗り越え人道橋の支柱の台座部分に立った。そして、オイルフェンス調整用に設置されたワイヤーリールを手動操作してオイルフェンスの状況を確認していたところ、海面を背にした状態のまま約3メートル下の海面に転落した。救命胴衣は着けていたが、転落時から救助までに水を大量に飲み込み溺死したものの。

災害発生原因

不安全な状態

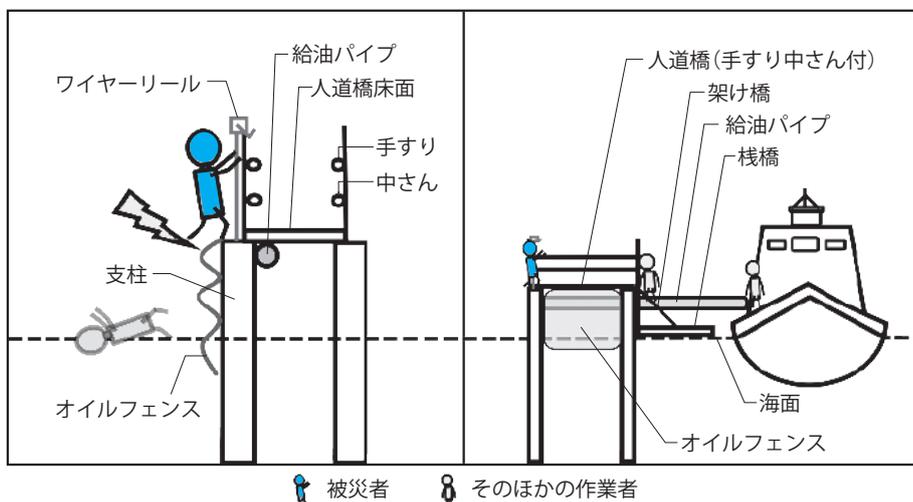
- 1 オイルフェンスの補修作業についてリスクアセスメントを実施していなかったこと。
- 2 補修作業の作業手順書を作成していなかったこと。
- 3 ワイヤーリールを操作するためには、転落防止用の手すりを乗り越える必要があったこと。

不安全行動

- 4 被災者が人道橋の柵を乗り越えて作業をしたこと。

災害防止対策

- 1 リスクアセスメントを実施すること。
- 2 リスクアセスメントの結果を踏まえ、作業手順書を作成すること。
- 3 ワイヤーリールの位置を変更すること。また、機械設備の設計の際には安全にメンテナンスを行うことができるよう配置場所を検討すること。
- 4 作業手順書に基づく補修作業の正しい手順、禁止事項などに係る教育を関係労働者に実施すること。また、定期的に作業状況を監督し、手順に沿った対応ができているのかを確認すること。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

令和6年死亡災害発生状況(対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

3人

前年同期

5人

●令和6年死亡災害発生状況(4月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	0	1	-1
建設業	1	1	0
土木工事業	0	0	0
建築工事業	0	1	-1
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	1	0	1
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1	2	-1
ハイヤー・タクシー業	0	0	0
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	0	1	-1
小売業	0	0	0
保健衛生業	1	0	1
社会福祉施設	1	0	1
接客娯楽業	0	0	0
飲食店	0	0	0
清掃と畜業	0	0	0
ビルメン業	0	0	0
その他の三次産業	0	0	0
金融業	0	0	0
警備業	0	0	0
その他(一次産業) ^(注4)	0	0	0
全産業合計	3	5	-2

(注1)左段は本年4月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和6年死傷災害発生状況(4月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	121	159	-23.9
建設業	216	237	-8.9
土木工事業	34	51	-33.3
建築工事業	144	149	-3.4
木造家屋建築工事業	9	12	-25.0
その他の建設業	38	37	2.7
陸上貨物運送事業 ^(注3)	287	268	7.1
ハイヤー・タクシー業	93	101	-7.9
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	112	98	14.3
商業	442	450	-1.8
小売業	334	326	2.5
保健衛生業	286	287	-0.3
社会福祉施設	221	232	-4.7
接客娯楽業	219	221	-0.9
飲食店	170	171	-0.6
清掃と畜業	246	201	22.4
ビルメン業	168	131	28.2
その他の三次産業	423	356	18.8
金融業	16	15	6.7
警備業	76	79	-3.8
その他(一次産業) ^(注4)	17	17	0.0
全産業合計	2,462	2,395	2.8

(注1)左段は本年4月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	6月	7月	8月	9月
受験準備	衛生管理者 (第1種)	センター	学科 4日	24(月)~27(木)	16(火)~19(金)	
		中央支部	学科 3日		9(火)~11(木)	4(水)~6(金)
	衛生管理者 (第2種)	センター	学科 3日	24(月)~26(水)	16(火)~18(木)	
		中央支部	学科 2日		9(火)~10(水)	4(水)~5(木)
	衛生(特例)	センター	学科 2日	26(水)~27(木)	18(木)~19(金)	
		中央支部	学科 1日		11(木)	6(金)
衛生管理者	たま研修センタ	学科 2日		25(木)~26(金)		
X線	センター	学科 2日	24(月)~25(火)			

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
 - 雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時に Zoom による配信。
 - 石綿作業主任者は王子工業会館が会場です。
 - 熱中症予防教育セミナーは上野区民館が会場となります。
 - その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。 ■

編集後記

秩父天然氷の蔵元が営む「かき氷専門店」を友人と訪ねた。高さ20センチ以上のフワフワの真っ白なかき氷。天然氷は結晶が大きく、ふわっと削れるのが特徴。そっとスプーンで掬い口に運ぶと、氷は一瞬で溶け、身体中が冷え渡る。厳寒の冬、山間の製氷池に清冽な伏流水を引き入れ、自然のままに凍らせる。切り出された天然氷は、1年を通し多くの人々を癒してくれる。

かき氷を味わうと思い出す。幼い夏の日、家族総出の大掃除。家具を動かして一枚一枚畳を上げ、真夏の太陽のもと庭に運び出して干す。汗が噴き出し、タオルで流れる汗を拭う頃、父が家庭用のかき氷機でガリガリと氷をかき始め、皆にふるまう。世界最高峰の山の名前が付いた、このかき氷機を買ってきたのも父。決して裕福とは言えなかった我が家の宝物。汗だくになりながら、幼いなりに一生懸命に働いた私には、何にも優る最高のご褒美だった。

さて、今年の夏である。環境省は4月24日から「熱中症特別警戒アラート」等の運用を開始した。近年の気候変動等の影響により、熱中症による救急搬送が数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移している状況を踏まえ、気候変動適応法を改正しての取り組み。東京労働局でも、健康課を中心として「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」をスタートさせた。各職場でも、この夏の状況を凝視し、熱中症対策の工夫を重ね、一人も取り残さず無事に乗り越える夏に。

あの夏の日。父は、どんな思いでかき氷機のハンドルを回したのだろうか。もう尋ねることもできないが、かき氷には家族への思い遣りが満ちていた。周囲の人々への思い遣り。職場の災害防止の根底にもあるこの気持ちを、大切にしたい。

(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	6月	7月	8月	9月	
登録講習会	安全衛生推進者	センター	学科 2日	20(木)~21(金)	8(月)~9(火)	29(木)~30(金)	19(木)~20(金)
		中央・足立荒川	学科 2日		4(木)~5(金)		12(木)~13(金)
		たま研修センタ	学科 2日				
	衛生推進者	センター	学科 1日	27(木)	24(水)	5(月)	5(木)
		中央・足立荒川	学科 1日		3(水)		27(金)
		たま研修センタ	学科 1日		29(月)	22(木)	
	安全管理者選任時研修	センター	学科 2日	10(月)~11(火)	3(水)~4(木)	28(水)~29(木)	4(水)~5(木)
		中央・足立荒川	学科 2日		29(月)~30(火)		9(月)~10(火)
		たま研修センタ	学科 1日				
特別教育	自由研削砥石	センター	学科・実技 1日	27(木)	29(月)	21(水)	30(月)
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ (日野羽村)	学科 1日				
	アーク溶接	センター	学科 2日	19(水)~20(木)	22(月)~23(火)	28(水)~29(木)	24(火)~25(水)
			実技 1日	21(金)	24(水)	30(金)	26(木)
	高圧・特別高圧	センター	学科 2日	17(月)~18(火)	25(木)~26(金)	26(月)~27(火)	24(火)~25(水)
	低圧電気	センター	学科 1日	10(月)	8(月)	5(月)	9(月)
			実技 1日	11(火)／12(水)／13(木)	9(火)／10(水)／11(木)	6(火)／7(水)／8(木)	10(火)／11(水)／12(木)
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技 1日	3(月)		19(月)	
	第2種酸素欠乏	中央支部	学科 1日				
	粉じん	センター	学科 1日		24(水)		27(金)
	テールゲートリフター	センター	学科 1日		5(金)		6(金)
		中央支部	学科 1日				25(水)
		たま研修センタ	学科 1日				
	ダイオキシン	センター	学科 1日			28(水)	
	フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技 1日	18(火)			18(水)
化学物質管理者講習(準・1日)	センター	学科 1日		5(金)			
	中央支部	学科 1日			26(月)		
	たま研修センタ	学科 1日		23(火)		20(金)	
化学物質管理者講習(専門的)	センター	学科 2日					
	中央支部	学科 2日					
	たま研修センタ	学科 2日					
保護具着用管理責任者	センター	学科 1日	28(金)	18(木)	21(水)	30(月)	
	中央支部	学科 1日					
	たま研修センタ	学科 1日		19(金)		25(水)	
総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科 1日					
衛生管理者能力向上	センター	学科 2日					
その他	雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科 半日				
		たま研修センタ	学科 半日				
		上野・王子・足立荒川	学科 半日				
		亀戸・江戸川	学科 1日				
職長教育	センター	学科 2日	5(水)~6(木)	1(月)~2(火)	1(木)~2(金)	9(月)~10(火)	
職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科 2日	20(木)~21(金)				
携帯用丸のこ盤	センター	学科・実技 1日		4(木)		5(木)	
KYT	センター	学科 1日	10(月)	8(月)	6(火)	9(月)	
	上野・王子・足立荒川	学科 1日					
	亀戸・江戸川	学科 半日					
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科 半日	11(火)／26(水)				
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川	学科 半日		5(金)			

法定講習会等開催予定 (2024年6月～9月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回のご案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。(2024年5月21日現在)

講習会名		申込受付	科目	6月	7月	8月	9月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日		16(火)～17(水)		17(火)～18(水)
		試験	1日		29(月)		30(月)
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科	1日		19(金)		
		試験	1日		29(月)		
床上操作式クレーン	センター	学科	2日	24(月)～25(火)		5(月)～6(火)	
		実技	1日	26(水)／27(木)／28(金)		7(水)／8(木)／9(金)	
小型移動式クレーン	センター	学科	2日		8(月)～9(火)		9(月)～10(火)
		実技	1日		10(水)／11(木)／12(金)		11(水)／12(木)／13(金)
ガス溶接	センター	学科	1日	17(月)	18(木)	26(月)	19(木)
		実技	1日	18(火)	19(金)	27(火)	20(金)
フォークリフト(11時間)	センター	学科	1日				2(月)
		実技	1日				6(金)
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	4(火)	1(月) 30(火)		2(月)
		実技	平日	5(水)～7(金)	2(火)～4(木) 31(水)～8/2(金)		3(火)～5(木)
		3日	土日	8(土)9(日)15(土)			7(土)8(日)14(土)
	たま研修センタ	学科	1日		4(木)	29(木)	
	実技(日野羽村)	3日		7(日)14(日)21(日)	9/1(日)8(日)15(日)		
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日		16(火)		13(金)
		実技	1日		17(水)／18(木)／19(金)		17(火)／18(水)／19(木)
玉掛け	センター	学科	2日	17(月)～18(火)	22(月)～23(火)	22(木)～23(金)	19(木)～20(金)
		実技	1日	19(水)／20(木)／21(金)	24(水)／25(木)／26(金)	26(月)／27(火)／28(水)	24(火)／25(水)／26(木)
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科	2日	4(火)～5(水)			
	実技(日野羽村)	1日	9(日)／16(日)				
	たま研修センタ	学科	2日	6(木)～7(金)			
	実技(日野日野)	1日	9(日)／16(日)				
クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技	1日	23(日)／30(日)			
	(日野日野)						
木工機械	センター	学科	2日				
プレス機械	センター	学科	2日				17(火)～18(水)
乾燥設備	センター	学科	2日		30(火)～31(水)		
	たま研修センタ	学科	2日				26(木)～27(金)
はい作業	センター	学科	2日	5(水)～6(木)		19(月)～20(火)	
	たま研修センタ	学科	2日				
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	5(水)～6(木)	1(月)～2(火)	1(木)～2(金)	2(月)～3(火)
	中央支部	学科	2日		25(木)～26(金)		19(木)～20(金)
	たま研修センタ	学科	2日		11(木)～12(金)		11(水)～12(木)
鉛	センター	学科	2日		1(月)～2(火)		
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	11(火)～12(水)	9(火)～10(水)	6(火)～7(水)	10(火)～11(水)
		実技	1日	13(木)／14(金)	11(木)／12(金)	8(木)／9(金)	12(木)／13(金)
	中央支部	学科	2日	5(水)～6(木)		28(水)～29(木)	
		実技	1日	7(金)		30(金)	
	たま研修センタ	学科	2日				3(火)～4(水)
	実技	1日				5(木)／6(金)	
有機溶剤	センター	学科	2日	3(月)～4(火)	3(水)～4(木)	21(水)～22(木)	4(水)～5(木)
				17(月)～18(火)	22(月)～23(火)	28(水)～29(木)	24(火)～25(水)
	たま研修センタ	学科	2日				
				13(木)～14(金)		5(月)～6(火)	
石綿	センター	学科	2日	3(月)～4(火)	3(水)～4(木)	1(木)～2(金)	2(月)～3(火)
				19(水)～20(木)	30(火)～31(水)	26(月)～27(火)	26(木)～27(金)
				26(水)～27(木)			
	中央支部	学科	2日	13(木)～14(金)	19(金)～20(土)	20(火)～21(水)	
	たま研修センタ	学科	2日	26(水)～27(木)			
上野・王子・足立荒川	学科	2日					
金属アーク(限定)	センター	学科	1日	20(木)		27(火)	

技能講習